# 令和7年度(第2回) 地域の収益創出支援事業補助金 募集要項

【募集開始】 令和7年8月 4日(月)

【申込締切】令和7年8月22日(金)

# 大山山麓•日野川流域観光推進協議会

# 【問い合わせ先】

大山山麓·日野川流域観光推進協議会 事務局

住 所: 〒683-0054 米子市糀町1丁目160 電 話: 0859-31-9364/ファクシミリ 0859-31-9794 電子メール: seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

ホームページ: http://daisenwonder.jp/

# 令和7年度(第2回) 地域の収益創出支援事業補助金 募集要項

#### 1 補助金の概要

本補助金は、民間事業者等による大山山麓・日野川流域圏域(以下「圏域」という。)の特色ある地域資源を活用したコンテンツ造成やイベントの実施、受入環境の整備などを通して、国内外からの誘客促進及び収益向上を図ることによって、圏域のブランド化、「稼ぐ地域」の形成及び持続可能な観光地づくりにつながる新たな取組を支援します。

事業区分	事業実施主体	補助率	補助限度額
(1) 地域の収益創出支援事 業	鳥取県内に拠点をおく団体及び在 住の個人	1/2	100万円
(2) 地域の収益創出支援事業 (インバウンド特化型)	鳥取県内に拠点をおく団体及び在 住の個人	2/3	100万円

#### ※1 大山山麓·日野川流域圏域

大山及び日野川流域を範囲とした、鳥取県西部圏域(米子市、境港市、日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町)に中部圏域(倉吉市、琴浦町)を加えた範囲のことを指します。

※2 (1)及び(2)を各1件程度採択予定。

# 2 補助対象事業

## 事 業 区 分

# (1)地域の収益創出支援事業

- ○圏域の特色ある地域資源を活用したコンテンツ造成やイベントの実施、受入環境の整備などを通して、国内外からの誘客促進及び収益の向上につながる新たな取組。
- (2) 地域の収益創出支援事業(インバウンド特化型) 〇外国人観光客をターゲットに圏域の特色あ る観光資源を活用したコンテンツ造成やイ ベントの実施、受入環境の整備などを通し て、圏域への誘客促進及び収益向上につなが るモデル的な新たな取組。

## ※1 補助対象事業の例

・観光利用を地域資源の保全に還元する好循環の仕組みづくりを推進するため、専門ガイドの養成や地域観光資源のサスティナブルな観光コンテンツを造成する取組

#### ※2 留意事項

- ・企画・準備・実施の各段階において、当該事業が単発のイベント開催等にとどまらず、<u>地域への継続的な効果</u>が図られるものとなるよう、企画・検討してください。
- ・事業実施により、「補助金の概要」にある「<u>圏域のブランド化」、「『稼ぐ地域』の形成」、「持続可能な観光地域</u> づくり」等が達成できるように十分企画・検討し、事業実施計画及び交付申請書にその内容を具体的に記載してください。
- ○ただし、次の補助事業及び事業実施主体は対象外となる場合もありますので、事前に事務局へご相 談ください。
  - ・宗教的又は政治的意図を有する事業等
  - ・鳥取県、市町村から他の助成金等の交付を受けている事業等
  - ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体等
  - ・実体のない団体等
- 〇なお、同一事業実施主体に対する交付決定は、同一年度において1回に限ります。

#### ①事業実施期間

交付決定日から令和8年2月28日までの間

#### ②補助対象経費

- ○大山山麓・日野川流域観光推進協議会(以下「当協議会」という。)が補助事業を実施するため に必要と認める経費が対象となります。
- %1 実際に支出した経費で、6収書等証ひょう書類のあるものが対象となります。
- ※2 交付決定前の支出については補助対象となりません。

#### 【対象外経費】

- ・団体の運営に係る経常的な経費
- ・個人給付的な経費(個人や個別団体への給付事業で、販促物(ノベルティ)の配布、サービス の無料化、代金の助成など。)
- ・食糧費(事業実施に必要不可欠なもので当協議会が認める場合は除く。)
- ・備品購入費(事業を展開するために必要な1件の金額が5万円以上の物品購入)
- その他、交付対象として不適当と認められる経費は対象としません。

#### 【参考】補助対象経費の例

【参与】情切对象性其心的			
項目		内容	
報償費		講師、アドバイザー等の謝金等	
旅費		講師、アドバイザー等の旅費等	
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費等	
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の冷暖房用燃料費等	
	印刷製本費	チラシ等の作成費等	
	光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等(領収書上区分が困難なものは対	
		象外)	
役務費	通信運搬費	郵送料・輸送料等(電話代は対象事業の経費として区別困難なため対象外)	
	広告料	広告宣伝費等	
	手数料	振込手数料等	
	保険料	ボランティア保険料等	
委託	料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費等	
賃金		アルバイト経費等	
使用料及び賃借料		会場使用料及び付帯設備費、借上自動車代、著作権使用料等	

※いずれも、補助事業を実施するために必要な経費に限ります。

# ③補助事業に伴う収入の取扱い、補助金額の算定

### く(1)地域の収益創出支援事業>

- ○入場料や製品開発に係る商品売上げなど、<u>事業実施に</u> 伴う収入は補助対象経費から控除することになります。
- ○また、補助限度額は100万円であり、具体的な補助金額は、補助事業に要する経費(補助対象経費)の額から事業実施に伴う収入の額を控除した額に1/2を乗じた額と、100万円のいずれか低い額となります。 ※右図の場合、補助金額は、100万円となります。



( (A) 補助対象経費250万円 - (B) 収入50万円)×1/2

= | (C) 補助金額 100万円 ≤ 補助限度額100万円

#### く(2)地域の収益創出支援事業 (インバウンド特化型>

- ○入場料や製品開発に係る商品売上げなど、<u>事業実施に</u> 伴う収入は補助対象経費から控除することになります。
- ○また、<u>補助限度額は100万円</u>であり、具体的な補助金額は、補助事業に要する経費(補助対象経費)の額から事業実施に伴う収入の額を控除した額に2/3を乗じた額と、100万円のいずれか低い額となります。 ※右図の場合、補助金額は、100万円となります



( (A) 補助対象経費200万円 - (B) 収入50万円 ) ×2/3

= | (C) 補助金額 100万円| ≤ 補助限度額100万円

#### ④仕入れに係る消費税等の取扱い

○消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めることができますが、補助金により支払った消費税等に係る仕入控除税額(※)は、補助対象経費になりません。

※仕入控除税額…補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額

○このため、補助金により支払った消費税等についても仕入控除税額を受けるときは、あらかじめ控除(または還付)額を減額して実績報告するか、申告により仕入控除税額が確定した後、

様式第6号により当協議会に報告して、その控除(還付)額に含まれる補助金額を当協議会に 返還する必要があります。

#### 3 応募方法

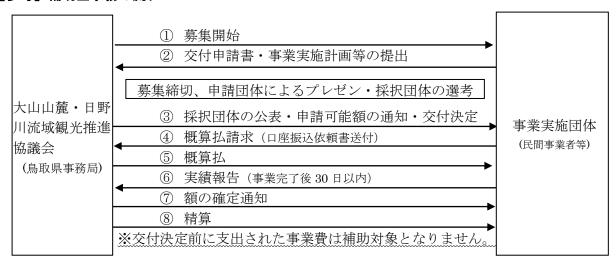
#### (1)募集

- ○令和7年8月4日(月)に大山山麓・日野川流域観光推進協議会ホームページ(大山ワンダー)に申請様式等を掲載します。(ホームページ: http://daisenwonder.jp/)
- ○ホームページから申請用紙をダウンロードの上、申請をお願いします。(郵送又は持参)
- ○申請事業に係る参考資料等がある場合は、申請書に添付してください。
- ○申請期限・・・令和7年8月22日(金) 17時まで(必着)
- ○申込み受け付け後、審査会において申請団体によるプレゼンテーションを行っていただき、採 択団体等を決定します。

## (2) 募集スケジュール(予定)

令和7年8月 4日(月)	ホームページによる募集開始
令和7年8月22日(金)	募集締切
8月下旬	申請団体によるプレゼンテーション審査会
9月上旬	採択団体の選考、発表

# 【参考】補助金事務の流れ



# 4 その他

○当協議会の名称の使用について

事業の実施に当たっては、**チラシ、パンフレット、HP等に大山山麓・日野川流域観光推進協議会の名称を記載していただく**とともに、事業実施を通じて大山圏域・日野川流域の魅力向上・認知度向上が図れるようPRを行ってください。

# 5 問合せ先

大山山麓 • 日野川流域観光推進協議会 事務局

住所: 〒683-0054 米子市糀町1丁目160

鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部観光商工課

電話: 0859-31-9364/ファクシミリ 0859-31-9794

電子メール: seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

#### ※参考HP

大山ワンダー http://daisenwonder.jp/